

ショッピングサイト利用規約

【第 1 条】（総則）

本規約は、JW Ocean Avenue Japan 株式会社（以下「当社」という）が、インターネット上で運営するショッピングサイト（以下「当社サイト」という）での出店に関し、当社と出店申込者もしくは出店掲載後は出店者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本規約」という）を定めるものである。

【第 2 条】（権利関係）

当社には健全なサイト運営の責任があります。そのため、一般常識や社会に反するもの、もしくはその疑いのあるものは組織内より排除する義務があります。

また、当社は乙が販売する商品の代金回収と回収した代金の精算を請け負うこととし、乙は当社サイトを利用して乙の商品を販売する販売元となります（乙が商品を委託している場合は、物流作業も請け負うこととします）。

なお、乙は当社サイトを利用し商品の販売をするに先立ち、本規約ならびに当社が別途定める「個人情報保護ポリシー」（https://www.jwoashop.jp/view_top_mess.php?id_no=901）を確認しているものとし、さらに、本規約すべての内容を承諾しているものとします。

第 1 項 本規約は、当社と乙との権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスにかかる一切の關係に適用します。

第 2 項 当社が運営する当社サイトまたは海外提携サイトに商品の掲載を行なう最終判断は、すべて当社の判断で決定し商品掲載を許可いたします。

そのため、基本的初歩的な最低限の審査は当社が行ないますが、掲載後はすべて乙の責任で購入者の対応等を行なっていただきます。

第 3 項 乙が当社サイトに出品した場合、特定商取引に関する法律に規定する表記等関連諸法令のすべてを厳守していただきます。

第 4 項 当社サイトにおいて、前項で出品した商品の注文申込または購入申込があった場合の代金回収は当社が請け負うこととします。

第 5 項 本規約とは別に、個別の定め（以下「個別規約」という）がある場合には、個別規約の規定が本規約に優先するものとします。

【第 3 条】（申請手順）

第 1 項 申請手続きは、当社が指定する方法で申請を行なうものとします。また、パソコン、メール、携帯端末等を使用できない方は原則出品できないものとご理解いただきます。

また、出店者対象の研修「出店研修」を受講し、出店研修内容同意書を提出していただきます。

① 出店にあたり、申請者が当社会員組織の会員である場合はダイヤ会員であることが原則であり、ダイヤ会員に対して「会員専用プラン」が適用されます。シルバー会員は原則一般プランでの申し込みとなります。

1) 出店において、原則、配送業務は乙の負担とします。

2) 乙において、配送業務ができないもしくはできなくなった場合は、出店ができないもしくは出店停止となりますのでご注意ください。

3) 国税および税務署等の対応のため

a) 当社と乙両者のために、乙の精算金の振込口座は「法人名」もしくは「屋号入りの口座名義」とします。

屋号の場合は、通帳上のみならずバンキングシステム上でも確認できる必要があります。

b) インボイス制度が開始されます。よって、既出店者および新規出店者は、消費税の仕入税額控除の方法として「インボイス発行事業者」としての「適格請求書発行事業者登録番号」が必要となります。

c) よって、次項 4) b) i の出店申請書には登録番号の記入をお願いしています。

未登録者は、極力登録作業を行なって会社まで報告ください。

移行期間があるために強制ではありませんが、近い将来、事業者は皆「適格請求書発行事業者」になり必要となります。

4) 出店において

a) 本ショッピングサイト利用規約を読み、規約の内容を理解してください。

b) 出店するために必要な提出書面は以下の通りです。

i 「出店申請書」

ii 「ショッピングサイト利用同意書」

iii 「出店プラン申込書」

iv 法人の方は「法人の登記簿謄本」

v 口座情報として「口座名義が判別できる通帳の写し」

5) 提出方法としては

a) 提出書面の内 i・ii・iv においては、PDF データをメールに添付して送信ください。

送信先のメールアドレスは jwoasupport@jwoceanavenue.com です。

ショッピングサイト利用規約

当社商品部による確認・指示に従って原本を郵送してください。

- b) 提出書面の iii) においては、必要な費用を振込後、振込控えを貼付して、FAX、メール、郵送いずれかの方法での提出が必要です。

なお、不備のある書面は受付できませんのでご注意ください。

- c) その他、「出店ヒアリング」など補助となる書類の提出を指示された場合はその指示に従ってください。

②「出店説明会」または「出店研修会」の参加および受講

- 1) 当社は、出店説明会および出店研修会を主催いたします。
- 2) 出店説明会または「出店研修会」は、ショッピングサイト運営における当社のビジョン等を説明します。
乙においては、一度は確認していただき、ビジョンの統一、ビジョンの理解を深めるための説明会です。
- 3) 出店研修会は、商品ページ作成方法を含め出品等のノウハウ等を解説する研修会です。
有料になりますが、将来の売上アップ等につなげていただける研修で商品掲載には必須の研修です。

③商品出店掲載までの対応

- 1) 出店説明会または「出店研修会」に参加し説明を聞き出店募集要項を読み、当社のビジョンを理解していただきます。
- 2) ショッピングサイト利用規約を熟読し、出店申請書とショッピングサイト利用同意書を提出し申請プランに応じた出店料と出店研修費を振り込んでいただき、【出店プラン申請書】に振込控えを貼付して、当社にメールもしくは FAX にて提出いただきます。
- 3) 案内に従い、出店研修会受講日の 3 営業日前までに研修費を支払い、出店研修会に参加し受講いただきます。
研修会に参加するには、アクティブであることが原則です。
出店研修会において、出店に関するノウハウ等の知識や技術を得ていただきます。
研修を受講すると出店研修会受講の「出店研修内容同意書」が発行されます。
 - a) 出店研修会は原則 ZOOM にて開催されます。当社からの案内メールをご確認ください。
 - b) また、登録メールアドレスあてに届かない場合はお問合せください。
- 4) 「ID の最終確認」及び「出店研修内容同意書」の提出が確認されましたら、当社より出店者用マイページの ID と PASS をメール送信します。
- 5) 出店者用のマイページにおいて、出店者研修会で得たノウハウを活かし
 - a) 商品の写真、宣伝文句、関連諸法令等を入力し商品ページを作成する。
 - b) 上代、下代を設定する。
 - c) 出店者用マイページ内で商品データを掲載し申請中とする。
- 6) 商品の掲載がされるには、不備の無い「出店申請書」「ショッピングサイト利用同意書」の原本の提出、ならびに、出店研修の受講、さらに当社の審査をクリアすることが必要で、審査をクリアした後に掲載となります。

④乙の責務

- 1) 乙は第 2 条に記載の販売元です。
よって、取り扱う商品について、特商法、薬機法、景表法等をはじめとする、関連諸法令を厳守する必要があります。十分に注意してこれらを厳守してください。
- 2) 当社は乙が作成した商品ページ内容と提出された出店申請書を確認し、最低必要項目の確認と審査を行ない、その結果に従って、審査をクリアした商品について販売ページに掲載します。
 - a) 最低必要項目の確認とは、特商法をはじめとする関連諸法令に抵触する疑いがあるか否か、販売価格を含め、世間一般の常識を逸脱している内容か否かを確認し審査いたします。
 - b) 出店者は販売元として管理・運営責任があります。よって、善意による管理義務を負うことを認識し実施いただきます。
- 3) インボイス制度開始に対応するために
 - a) 2023 年 10 月 01 日より、インボイス制度が開始されます。
これに伴い、出店申請を行なう事業者もしくは個人は、このインボイス制度の登録が必要になります。
 - b) 新規申請の事業者は、2023 年 10 月 01 日より必要となります。
 - c) インボイス番号の提出は、必須ではありません。
この提出がない場合、第 13 条に記載する代金より消費税分の引き下げがなされることに同意頂きます。
 - d) インボイス番号の提出された出店者への代金の支払い方法は従前と変更ありません。
 - e) インボイス番号の提出のない出店者への代金の支払い方法は下記表に記載のように引き下げをした状態でお支払いします。

ショッピングサイト利用規約

(参考例) 現状の税率に変更がないと仮定した場合の目安

・税率 10%の場合

2023/10/01～2026/09/30	102 分の 100 引下	10 万円に対して約 2,000 円
2026/10/01～2029/09/30	105 分の 100 引下	10 万円に対して約 5,000 円

・税率 8%の場合

2023/10/01～2026/09/30	1016 分の 1000 引下	10 万円に対して約 2,000 円
2026/10/01～2029/09/30	104 分の 100 引下	10 万円に対して約 5,000 円

4) 商品ページの作成については、当社に有料で依頼することもできます。

その場合の料金は別途料金表を参照してください。

5) 掲載の前後・契約状態・審査を含む商品のステータスに関わらず出店を取りやめた場合、支払い済みの出店料は返金できません。

⑤配送料等

1) 配送料については、出店者用マイページにて配送パターンを選択いただきます。

2) 配送料の表示は、関連諸法令により購入者に誤解を与えてはなりません。

より具体的に購入者に誤解を与えない表示方法としてください。

3) 配送方法（荷姿）についての明示も同様に具体的に明記いただきます。

a) 常温、冷蔵、冷凍等も明記いただきます。

b) 賞味期限や消費期限について、3 カ月以上の猶予がなくなった時点で、出荷を停止していただきます。

(「わけあり商品」として別途申請して販売することが可能です ※有料)。

c) この期限は禁止行為にも記載がありますので厳に注意していただきます。

第 2 項 発送時の注意点

乙が商品を発送するときは、第 2 条記載の販売元のため送り状の発送元表示を乙自身として発送していただきます。

第 3 項 注意事項

当社サイトに出品ができた場合であっても、商品が確実に売却できること、さらに、海外の通販サイトに出品し、商品を掲載し、その販売を約束するものではありません。

第 4 項 出店者マイページ利用料について

出店者の出店申請により、出店者用マイページの ID と PASS ワードが配布されると、当社ショッピングサイトの出店者としてのシステムが利用可能となります。

①ショッピングサイトシステムの利用が可能となった場合、掲載商品の有無もしくはステータスにかかわらず、月額 2,750 円(税込)の出店者マイページ利用料金が発生します。

②この出店者マイページ利用料は、毎月の販売報告に計上され精算金から相殺されます。

③2 カ月連続で精算できなかった場合、その時点で掲載は停止されます。

また、当社の請求に従い期日までに指定口座に振り込んでいただきます。

なお、振り込みが確認できるまでの期間は、掲載の再開はできません。

第 5 項 出店者情報の変更

①乙の都合により当社に登録してある乙の登録情報が変更になるときは、変更となる期日を明記した書面を、当該期日の 2 週間前までに提出いただきます。

特に口座情報を変更するときは、変更する新規口座の通帳（名義が判別できる）の写しの提出は必須です。

②また、本書面は当社コーポレートサイト(<https://www.jwoceanavenue.com/>)にて公開・頒布しています。

サイト内「各種資料」よりダウンロードし、変更箇所を記載しメールにデータ添付して提出いただきます。

当社との変更内容の確認後、原本に関する指示を行ないますので指示に従って郵送ください。

【第 4 条】(BV ポイントの算出と決定) —————

第 1 項 上代と下代

上代と下代の設定は乙に一任いたします。しかし、市場のニーズ、需要と供給をきちんと判断して、これを設定していただくことが必要です。特に第 6 条第 2 項に記載のとおり条件がありますのでご注意ください。

当社は必ず販売実績が出て、売り上げが上がることをお約束するものではありません。

第 2 項 販売価格および BV ポイントの算出と決定

乙より出店者用マイページにおいて申請された、販売価格（以下「上代という」）と卸価格（以下「下代という」）を基本に、当社サイトが自動的に当該商品の BV ポイントを算出し附与し表示いたします。

ショッピングサイト利用規約

また算出方法や、質問等、事前の開示はできません。

第3項 BV ポイントについて

乙は、一旦付与された BV ポイントについて、いかなる根拠があろうとも異議の申し立てはできません。
よって、上代と下代の設定においては、当社のビジョンを十分に理解したうえでの設定をお願いします。
異議の申し立てを乙が行なった場合、その時点で第15条にて定義される禁止行為に該当します。

【第5条】（商品情報変更のタイミング）

第1項 出店者の出店申請商品が当社の審査を経て、ショッピングサイトに掲載され「ステータス」が「販売中」となった後に、当該商品情報の変更をする場合。

いつでも、出店者自らの出店者マイページより変更処理が可能となっています。

第2項 変更には、出店者マイページ内の当該商品の状況を示す「ステータス」を「販売停止」状態に変更し、内容の修正を行ない、再度、申請を行なっていただきます。

【第6条】（掲載条件）

第1項 商品が以下のいずれかに該当する場合、商品の掲載をすることはできません。

- ①他のネットワークビジネスで扱っている商品等、会員組織販売に類する商品。
- ②安定して供給ができない商品。
- ③化粧品、健康補助食品等、関連諸法令（薬機法・景表法・あはき法）で規定された表示義務を満たしていないもの、または、商品を購入する会員に優良誤認もしくは有利誤認される疑いのあるもの。
- ④古物商、金融商品、薬機法等関連諸法令により販売が規制されている商品。
特に、特商法第4章「特定継続的役務提供」に該当するもの、また、その疑いがあるもの。
- ⑤その他、当社の運営する会員組織のビジョンに合わない判断したもの。
- ⑥第三者の権利を侵害しているまたは侵害していると疑われるもの。
- ⑦法令により売買が禁止されているもしくは係争問題に発展する疑いのあるもの。
特に、取扱商品がチケット（役務の提供「サービス」）については、JWグループ以外の方の申請をはじめ一切の掲載を認めません。

第2項 当社が乙に一任している上代（販売価格）が、一般常識を逸脱し、社会的に認められないと当社審査部が判断した場合、これを掲載することはできません。この時、乙は異議申し立てをすることはできません。

当社の審査に異議申し立てを行った場合は当社のビジョンに賛同していない行為とみなし、第15条に従い予告なく、審査打ち切り・商品掲載の停止・出店契約解除処分を行う可能性があることをご了承いただきます。

これは、異議の内容に関し当社は感知せず、申し立てをした時点で処分の対象になります。

第3項 乙が以下のいずれかに該当する場合、当社は出店申請もしくは商品の掲載を停止することができます。

- ①連絡先が携帯電話、携帯電話のメールアドレスのみという申請者の出店申請は受け付けできません。
フリーメールアドレスで申請する場合は、固定電話番号の連絡先を申告する必要があります。
- ②商品掲載後または出店後、何らかの事由で連絡先が携帯電話のみもしくは携帯電話のメールアドレスのみとなってしまった場合、①同様に商品の掲載はできず、事前の連絡なしに掲載が停止されます。
- ③購入者からのご指摘が入った場合、当社は乙に対し、ご指摘への対応、確認、指示、指導を行ないます。
この依頼があった場合には、迅速に従っていただきます。
必ず、当社へ状況、結果の報告を行なっていただきます。
 - 1) 度重なる指導や報告内容が不十分と当社が判断した場合、掲載が停止されます。
 - 2) この理由を元に掲載が停止された場合、【出店研修（追加）申込書】を提出し、研修費を振り込み、研修を再度受講し、出店研修内容同意書を提出するまでの期間は掲載が停止されます。
- ④なお、第15条に記載の、当社の指示に従わない場合、永久に出店が停止されます。

第4項 乙が作成し掲載された商品ページについて、法律違反の疑いがある、法定記載事項等の漏れや不備が存在するとの疑いのある場合、出店申請もしくは商品の掲載は当社により停止されます。

第5項 商品ページは基本的に1SKUで1ページですが、複数商品を1SKUにしたセット商品を登録可能です。

- ①その際には構成されている商品別に審査が行なわれ、その評価の総計とセットとしての申請上代との比較が審査の基準となります。
セット商品の構成品となる事で単体もしくは構成品全体に生じる付加価値等は審査に影響を及ぼしません。
前述第6条第2項同様に乙は異議申し立てをすることはできません。
- ②セット商品の構成品となるものも、前述第6条第1項の条件を遵守する必要があります。
また、それに類すると判断されるものも掲載はできません。
- ③セット商品の構成品となるものに販促物となるものは構成できません。
- ④セット商品の構成品となるものに外部リンク URL・チケット（または類するもの）・その他役務の提供と判断され

ショッピングサイト利用規約

るもの、または準ずると判断されるものは構成できません。

- ⑤税率の異なる商材の組み合わせの場合は、「一体資産」の定義に従い税率を計算します。
(税抜価格 10,000 円以下・食品の価格の占める割合が 2/3 以上の両方を満たすものは 8%です)
- ⑥ 構成された商品群で 1SKU のため、分納を認めません。
正しく出荷がなされない場合は、第 15 条等に抵触するとみなし処分します。
当社もしくは購入者から質疑のあった場合には、速やかに適切な対応を行なってください。

第 7 条 (販売方法) —————

- 第 1 項 本契約は、当社が運営する当サイトを乙が利用し、乙の商品を掲載し商品を販売する方法で行ないます。
ただし、販売した商品代金の回収は、乙より当社が請け負い、以下に記載する方法で精算いたします。
- 第 2 項 前項に定める販売方法に加え、当社は当社のグループ企業にて、任意の方法で第三者（国内国外）に対し商品の販売を行なうことができるものとします。
- 第 3 項 当社は、当サイトに掲載の商品について、チラシやパンフレット等に掲載し、また宣伝行為に活用する場合があります。
- 第 4 項 当社が倉庫にて商品を預かっている場合、掲載をやめる、取下げる場合等発生した場合、預かり在庫を全て乙に返却します。その場合の費用は乙が負担するものとします。
- 第 5 項 当サイトでは、オートシップという方法で注文を受け付けている販売方法があります。
 - ①この注文があった場合、乙には、「当該注文方法での商品購入の注文があった旨」メールでお知らせいたします。
 - ②このメールがあった場合、出荷予約として、該当する商品の確保およびこの商品の欠品をさせない手配を義務付けます。また、この時、商品情報の変更を禁止します。
 - ③オートシップ購入商品において、乙が掲載商品に変更を加えた場合、乙はオートシップでの購入を継続しているお客様にその旨を通知する責務を有します。
この変更は、内容量、成分、価格、パッケージ等も含み、すべての変更を言います。
お忘れなきよう対応願います。

第 8 条 (販売および対応の注意点) —————

- 第 1 項 乙は出店ページを閲覧した者・商品等の注文・問合せ等その他出店ページの利用があった場合には、その者との間で、商品の代金回収以外の商品の配送その他販売に必要な手続きを直接行なうものとします。
これは、乙が商品の販売に関する販売責任を有しているためです。
- 第 2 項 乙は商品の代金回収を当社に委託するものとし、当社はこれを受諾し当サイトの決済方法に従い商品代金を回収し精算業務を遂行します。
- 第 3 項 この取引および売買契約の当事者は、乙と商品購入申込者であり、商品代金回収以外の販売に伴う権利義務は、乙と商品購入申込者の間で発生することを明確に表示します。
- 第 4 項 乙は販売に関して、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、薬機法その他関連諸法令を遵守するものとします。
そのため、出店ページおよび納品書等には、その旨を明記していただきます。
特に酒類を販売する場合は、酒類販売方法の確認事項（酒販免許管理税務署に提出する事項）を明記していただきます（後に例を記載します）。
また、販売や取り扱いに関する品物に、資格や許可証を必要とする場合には、いつでもその根拠を提示できるよう準備をお願いします。
- 第 5 項 乙の商品において、問合せが当社に入った場合、当社は、その旨を乙に伝達のみにいたします。
その際は優先順位を考慮して迅速に誠意をもって販売元として対応していただきます。
当社は、その対応においてアドバイスは可能ですが、問合せ担当窓口として対応することはいたしません。
ただし、会社が必要と判断した場合には、会社の指示に従っていただきます（第 6 条第 3 項を参照）。
- 第 6 項 乙は商品購入申込者との間で、商品の不着、到着遅延、瑕疵、返却、返品、解約等、その他の紛争が生じた場合、または、当サイトへの出店に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負担しないことを承諾していただきます。
また、当社が乙の掲載商品を理由に、第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合は、乙はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した裁判もしくは弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

第 9 条 (商品掲載期間と出店料) —————

- 第 1 項 商品掲載期間は乙と当社との間で、「出店申請書」「ショッピングサイト利用同意書」に伴う出店料の振り込みをした日を含む月から 12 か月（翌年同月の末日）を期間とします。

ショッピングサイト利用規約

第 2 項 乙が出店料を支払う場合は、当社の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとし、このときの振込手数料は乙の負担とします。

第 3 項 出店料については、料金表に記載の各コースの中から、いずれかのコースを選択していただきます。

① 出店商品のアイテムの増加により、上位ランクのコースへの変更が必要になった場合は、該当する上位ランクのコースの出店料を振り込みにより支払うことでコース変更がなされたとみなし、振り込みをした日を含む月から 12 か月を期間とします。

② コース変更の出店料の振り込みが確認できない場合、確認できるまでの期間、その出店申請および候補の商品は掲載されません。

第 4 項 一度上位ランクへコース変更を行なった乙が出店商品件数の減少を理由に、出店料の返金を請求することはできません。

第 10 条（商品掲載期間の継続もしくは停止）

第 1 項 当社は、商品掲載期間が終了する 1 ヶ月前までに、乙に対して出店継続意思を確認するため、書面もしくはメールにより出店費用請求書の発行をもって連絡とします。

① 継続して出店する場合

出店費用を商品掲載期間の終了日以前に、当社の指定する口座に振り込みにより支払う、もしくは、当月の販売報告にて精算するもののいずれかとします。

② 出店を継続しない場合

本契約を継続しない旨の意思表示を書面もしくはメールにて掲示していただきます。

この意思表示により、商品掲載期間の終了と同時に掲載を取下げます。

最終的な撤退期日を決定し、処理が完了するまでは商品部との連絡は取れる状態にしてください。

また、この時点で、当社倉庫に在庫がある場合、在庫を返却いたします。

なお、この時の費用は乙負担とします。

第 2 項 当社は、乙の書面原本の提出による意思表示により、サイト利用を停止することができます。

この書面が提出されると、提出された月の翌月のメンテナンス明けからサイトの利用も停止され出店商品の掲載も同時に停止します。

また、出店契約による掲載期間の更新までに残りがあった場合でも、出店料について月割り等での計算はせず一切返金はいたしません。

なお、この書面を提出した後の再申請は可能ですが、最初からの手続きを行なうことで可能です。

第 11 条（代金回収請け負い契約の成立）

第 1 項 乙が購入者に商品を直接発送する場合

当サイトで商品購入者と乙との間で当該商品の購入申込があった時点で売買契約が成立し、同時に乙と当社との代金回収請け負い契約も成立するとします。

第 2 項 乙が購入者に商品を発送した場合

乙が当サイトより出荷依頼を受けた場合、出荷作業終了後当サイトに 3 営業日以内に追跡番号を入力することで出荷報告とし、当社サイトのステータスを出荷完了状態にする義務を負います。

この出荷完了状態が精算の条件となります。

また、商品の下代はこの出荷完了状態に移行した時点での額面で計算を行なうこととします。

第 3 項 当サイトに係る商品に瑕疵があった場合には、乙の故意・過失を問わず、それにより当社が被った損害を全額賠償していただくものとします。

第 12 条（販売報告）

第 1 項 当社は当サイトにおいて、乙の出店商品の売買契約が締結した場合、当社は当該取引のあった月の月末で締めて、当月の合計販売数量を翌月 10 日（休日の場合翌営業日）までに、乙のマイページを経由もしくはメールにて販売報告を通知します。

また、この販売報告は出荷を基準とさせていただきます。

なお、会員組織主宰の都合上、将来に渡り当該会員に解約問題が発生し入会契約および初回商品購入契約または再購入商品の購入契約が解除もしくは解約となった場合は、マイナスの売上があったとして計算いたします。

第 2 項 第 3 条第 4 項に記載の通り、出店者にはマイページ利用料（システム利用料）が発生します。

この利用料の精算は、販売報告にて集計した当月精算分より相殺いたします。

なお、当月販売報告にて精算できず賄えなかった場合、当月末日までに当社指定口座に振込手数料乙負担にてお振込みいただきます。

第 3 項 前項で集計した販売数に対する支払金額に対して、小数点以下が発生した場合の扱いは、【切り捨て】となる

ショッピングサイト利用規約

ことを了承していただきます。

第 4 項 乙が販売報告を受けたら当社に対し、速やかに適格請求書を発行し当月 20 日必着にて郵送で送付ください。

第 13 条（代金の支払い）

第 1 項 請求書の金額は、出店者システム上の商品 SKU データ内に記載された下代金額で起算し、月単位で請求書を当社宛に発行ないいただきます。

この請求書にはインボイス番号を記載してください。インボイス番号の表示がない場合、免税事業者として扱い、第 3 条記載の通りの代金の支払いになります。

第 2 項 当社が乙に支払う商品代金

①当社が乙に支払う商品代金（清算金）の振込先は、第 3 条第 1 項にも記載の通り、「法人名義口座」もしくは「屋号名義入りの個人口座」のみです。

これは、日本国に対する税金等の対応策です。よって、無条件でご理解いただきます。

i この請求書には、インボイスの登録番号を明記の他、「適格請求書の要件を満たす形式」で請求書を発行してください。

ii 適格請求書の要件を満たさない場合、第 3 条記載の通りの代金の支払いになります。

②当月分の支払いは乙からの請求書をもとに、内容に異が無い場合、当月末日までにその商品代金等を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払います。

③このときの振込手数料は乙の負担とし、当社への不備のない請求書の到着が毎月 20 日以後の場合は、翌月末に上記、記載通り支払うものとしします。

第 3 項 当社から乙への支払いの振込日が金融機関の休業日だった場合、振り込みは休日明けの翌営業日とします。

第 4 項 「チケット（役務の提供）販売」の乙への代金は、施術（役務提供）の根拠（使用されたチケットまたは、チケットの半券）の提出をもって販売実績としてカウントし、支払いが実行されることに同意していただきます。

第 5 項 請求書に不備があった場合、当社はその修正を依頼します。

不備のある請求書は、原則、毎月 20 日の期日までに提出があったとしても認められず、当月の支払いの対象となりません。修正依頼があった場合は、速やかに修正し不備のない請求書の提出をもって支払い対象とします。

第 14 条（商品管理）

第 1 項 当社は、乙より委託された販売に係る商品について、善良なる管理者の注意をもって破損・滅失のないよう厳に管理するものとします。

また、直送を行なっている乙においても、善良なる管理者の注意をもった対応を厳に行なっていただきます。

残在庫につきましても同様に適切な在庫管理を行い、注文受付後の乙によるキャンセルを防止する責任を負うものとします。原則、乙都合による注文受付後のキャンセルは認めません。過剰販売を防ぐための十分な在庫管理措置を講じることを義務とし、これに著しく違反した場合は、当社が定める処分を行なうことを了承いただきます。

第 2 項 当社の過失により、本委託商品に係る商品が破損・滅失した場合、下代価格にて乙へ代金を支払います。

第 3 項 当社の過失以外（配送業者等）による商品の破損・滅失の保証について

①委託商品を当社指定場所の受入れ前の場合、当社は一切の責任を負いません。

②委託商品を当社指定場所への受入れ後の場合

1) 配送業者等の過失による破損・滅失については、乙と当社の両者協議の上、配送業者と保証金額の交渉をするものとし、当社が金額を保証するものではありません。

2) 当社倉庫に納品されている商品の賞味期限、消費期限が残り 3 カ月を切った場合は販売が停止されます。

そのため、乙は賞味期限、消費期限を自ら管理し、返却を申し出ていただきます。

3) 前項の申出が無かった場合、これに係わる費用を負担していただきます。賞味期限、消費期限が 3 カ月を切った場合当社は乙へ商品を返却いたします。

このとき、乙は当社からの当該商品の返却を受け、代替え商品を納品していただくか、乙は当社からの当該商品の返却を受け、マイナスの納品書を発行し提出するか、いずれかの方法を選択していただきます。

また、このとき、当該商品の掲載は停止されます。

4) この返却時の送料は乙負担とします。

5) 「わけあり商品出店依頼」対応

前 3) の返却対応以外に、「わけあり商品」としてカテゴリを変更して商品を掲載することが可能です。

これを希望する場合、所定の書面を熟読し、不備のない当該書面を提出する必要があります。

・「わけあり商品掲載基本料（1 SKU ごとに）5,000 円（税込）をいただきます。

・商品 1 個につき 100 円（税込）をいただきます。

ショッピングサイト利用規約

第 15 条（禁止行為）

第 1 項 乙が当社の通販サイトで商品を掲載し宣伝し販売をするにあたり、以下のいずれかに該当する行為を厳に禁止いたします。

- ①当社の運営する会員組織または会員の個人情報その他第三者の知的財産権、肖像権、著作権、プライバシーの権利、名誉、差別的表現、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含む）。
- ・以下に記載の商標等に関しての権利は当社が所有しています。よって、当社に許可なく使用した場合、権利の侵害行為に当たり一切の掲載はできません。

＜対象の表記＞

JW、JWOA、JWOAJ、JW Ocean Avenue、JW Ocean Avenue Japan、JW会員特別、会員特別、等の表示や JW グループのロゴマーク、「会員様限定」、グループ企業についても同様です。

また、希望出店者は、商品毎に商標等使用許諾申込書が必要になりますのでご注意ください。

なお、差別的表現「価値がわかる」等も禁止です。

- 1) 出店ページに掲載する著作物および各データベースに登録する著作物については、乙が制作した物は乙が、当社が制作した物は当社がそれぞれ著作権を有するものとします。
- 2) 乙は乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店者ページに掲載するまたはデータベースに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる事項について許諾を得、常に提示できる状況にしておく必要があります。
 - a) 乙が利用、改変すること。
 - b) 当社および当社のグループ会社が利用、改変すること。
 - c) 著作物の事前許諾を受けることなく利用し問題が発生した場合は、事前許諾を得る必要がある者が真摯に問題に应对し、問題が解決するまで掲載が停止されます。
 - d) この場合の経過報告義務は当然にして乙に帰属します。
- 3) 承認なしに、チラシ等の宣伝媒体を商品に同梱して出荷する行為を禁止しています。
 - a) 宣伝媒体について、同梱申請書にて事前の承認を得る必要があります。
 - b) 承認番号は、宣伝媒体に印刷し、いつでも万人が確認できる状態を維持してください。
 - c) 宣伝媒体に、承認番号の記載が無いものは未承認とみなし、規約に従い対応いたします。
- ②購入者に対して、当社の許可なく当サイト以外の商品を販売する行為、もしくは、仮想通貨等を含む投資、他社の事業も含め、他社のネットワークビジネス等に関する情報を提供する、もしくは、勧誘する行為。
さらには、顧客を横取りすると疑われるまたは横取りする行為。
- ③中古品、偽造品、盗難品その他第三者の権利を侵害していると疑われるものの出店および申請をする行為。
- ④当サイトまたは本販売もしくは本サービスの運営を妨害する恐れのある行為、誹謗中傷、風評の流布。
妨害行為には、自動附与された BV の値に対する不平不満を含め、当社の指示に従わない行為として厳に禁止しています。
- ⑤監督官庁の許可、申請等の必要な商品の販売を行なう場合、監督官庁の承諾を得ずに当社サイトを利用する行為。
- ⑥当社が不適切と判断する行為。
 - 1) 当サイトを利用しているお客様に対して、当サイトを介さずに直接商品の購入もしくは役務（サービス）の提供を薦める行為等。
 - 2) 各商品ページに外部リンクを添付する行為は厳に禁止しています。
 - 3) 以下⑭を含め、虚偽の報告から端を発し問題が明るみになること。
- ⑦乙が所有権や販売権を保有していない商品や役務の提供について出店申請をするもしくは出品する行為。
 - 1) 申請に疑義が発生した場合、その根拠の提出を依頼します。
 - 2) この場合、根拠があると判断されるまで、手続は再開されません。
- ⑧商品を当社の指定場所に納品する場合、事前の納品シートの提出（メールへの添付）が必要です。
この提出がない場合、届いた商品は受領することができず、入荷処理ができません。
この場合、乙負担により返却されることに同意していただきます。
 - 1) 商品記号番号もしくは JAN コードを外箱および最小単位ごとに明示せずに送付し納品する行為（事前に当社にバーコード貼付依頼を受けている物を除く）。
 - 2) 納品書を同梱せずに送付する行為（納品書に準ずるものをメール送信する場合は除く）。
 - 3) セット商品の場合でも、最小単位による納品を行わない行為。
- ⑨当社の在庫補充入庫依頼に対し、故意に対応しないまたは指定した日時までに入庫することができない等の行為。
- ⑩当サイトにて、商品等販売をするに際して、薬機法、特商法、景表法など、委託商品を管理監督する関連諸法令を遵守しない行為。
- ⑪本規約と当社の主宰する会員組織とは全く別の契約行為であると理解しない行為。また、これを混同する行為。
さらに、当社以外に、乙以外の出店者の行為を代行する行為を厳に禁止します。

ショッピングサイト利用規約

- ⑫本規約に対する同意書を提出しない行為。
- ⑬中古品を販売する行為。
- ⑭商品の配送について配送業者を介さず、直接出店者が商品を持ち込む行為・手渡す行為。
また、配送業者を介した配送時に追跡番号による荷物の所在がWEB上で把握できない状態（追跡番号未登録の状態が3営業日以上続く・配送された荷物がシステム上の「配送先情報」の住所または地域と著しく位置が異なる状況なども含みます）の場合、乙は当社および購入者に対して速やかな説明と対応の義務が生じます。
- ⑮消費期限もしくは賞味期限に3カ月以上の猶予の無い商品を出荷する行為。
- ⑯納品時の荷姿（商品パッケージを含む）を変更する場合に、事前に当社の承認を得ずに変更すること。
- ⑰上記、禁止行為が確認できた場合、当社は乙の承諾を得ること無く、当サイトの掲載を停止し取り下げることができるものとします。
- ⑱乙による、チケット（役務の提供「サービス」）の販売については、申請をはじめ一切の掲載を認めません。
後日発見された場合には、その時点で掲載を停止し、出店者の責任を問います。
- 第2項 商品の直送を選択した出店者が、出荷依頼に対して3営業日以内に商品の発送をしない、もしくは当社に追跡番号の報告をしない行為を禁止します。
- 第3項 直送した商品が、何らかの理由で戻ってきた場合、再度お客様に連絡し受取日を確認して再出荷を行わない行為を厳に禁止します。
- ①納品は必ず行なっていただきます。
- ②再送となった場合、最終的に乙の負担となりますが、早期にお客様と対応策を打合せし、了解を得ているとの合理的で具体的な根拠の提出が可能であればこの限りではありません。ただし、この場合次の③は必須となります。
- ③また、この事象について当社に報告しない行為。
例：「いつ」「誰の」「商品名」「戻った理由」は、最小必須報告項目です。
- 第4項 乙は書面による当社の許可なく当社から提供された会員情報または個人情報を含め第20条第1項に該当する情報について手段を問わず漏洩することを禁止します。
また、弊社の広告サービスを介さない独自のメールマガジンの配信など、必要最低限以上の連絡を行うことを禁止します。特殊な商品・アフターケアが必要と公平公正な視点より判断できる商材については弊社商品部への連絡相談を行なったものに限定して、これを許可する場合があります。
- 第5項 連絡の取れない状態を厳に禁止します。
乙は当社からの連絡に対して迅速に対応していただく義務があります。
欠品、未出荷、配送事故等お客様に対して不利益となる事象が発生し申立があった場合など、当社から連絡をし、連絡が取れないと当社が判断した場合、当該商品の受領が確認できて問題が解決するまでの間、掲載が停止されます。そのため、常に連絡が取れる状態を維持しておいてください。
連絡が取れない状態とは、当社より連絡を入れた時点から翌営業日中に返信がない場合を指します。
- 第6項 当社サイトの正常な運営を確保するために
- ①乙の十分な考慮のうえ申請され付与されたBVポイントについて、異議申し立てをする行為を禁止します。
この事由に抵触する行為は根拠や状況を酌量することなく相応の処分を行ないます。
- ②上代や下代の頻繁な変更は禁止します。
この行為はBVを調整していると疑われ、当社のビジョンに賛同していない行為とみなされ、出店停止や申請の打ち切り等の処分がされることを了承いただきます。
「頻繁な変更」には一定の期間に繰り返し行なわれる変更・長期でも1SKUに対して多い回数の変更を含みます。
- ③乙が当社以外の通販サイトや店頭において、販売元として販売している価格より高額な上代の設定を禁止します。
前①に同じく、この事由に抵触する行為は根拠や状況を酌量することなく相応の処分を行ないます。
- 第7項 配送個数や配送方法、WEB上で配送状況が確認できないなどを含め、注文者からの注文内容と異なる形態で納品をする行為。（配送の個数を弊社及び購入者に許可なく「まとめる」ことを含む）
この行為は、当社や注文者を欺く行為に該当し、当社および当サイトの評判を貶める疑いもしくは貶める行為となるため厳に禁止します。
- 第8項 当社に対し事実ではない報告を厳に禁止します。
弊社あるいは購入者または購入を検討している者、関係する問い合わせやその対応について、乙は弊社から問い合わせ・問題への対応と報告などの要求をされた場合は速やかに対応し、正確な情報を提供する義務を負います。
また、提出された報告において、虚偽、第三者視点において事実と認めるに足る証憑を欠く状況や、第15条第1項⑥③に該当する虚偽の報告を起因とする問題が発覚した場合、またはそれに準ずる、もしくは同等とみなされる状況が発生した場合、弊社は厳正な処分を行ないます。
乙は、本条項に該当する行為を行った場合、弊社よりいかなる処分が下されても異議なくこれを受け入れていただくものとします。

ショッピングサイト利用規約

第16条（サイト利用販売の停止処分等）

第1項 当社は、以下のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することなく、当サイトにおける販売の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

また、本項に基づき本サイト利用販売の全部または一部を停止または中断した場合でも、第10条に定める商品掲載期間は延長しないものとします。

①前条15条の禁止行為が判明した時、販売を即座に停止します。

②当サイトに係るコンピューターシステムの点検または保守作業を定期的または緊急に行なう場合、一時的に販売を停止する場合があります。

③コンピューターもしくは通信回線等が事故により停止した場合

④火災、停電、天災地変などの不可抗力により、当サイトの運営ができなくなった場合

⑤出店者に出荷依頼をして、当社に連絡無く3営業日以内に商品の出荷ができない場合
(追跡番号の報告が当社になかった場合・WEB上で追跡番号が有効でなかった場合)

⑥その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

第2項 第10条に記載の年次出店費用の入金が契約月の月末を超えて確認できない場合、掲載停止処分となり掲載が停止されます。この状態のまま30日を経過した場合、弊社は出店契約を乙の意思を確認せずに一方的に解除することが可能なものとします。

また、乙が出店費用の振り込みを済ませ、入金の確認が取れた場合、入金確認月の翌月第一営業日より掲載が再開し商品が販売されます。ただし、乙との契約年月日に変更はなく、掲載期間の延長はありません。

第3項 乙の商品を原因として、当社が誹謗・中傷的となったまたは第15条に抵触し停止された場合等、その問題を発生させた乙の掲載は即停止され、問題が解消されるまでは再開いたしません。

また、第11条第3項に記載同様、それにより当社が被った損害を全額賠償していただきます。

第4項 当社は、本条に基づき乙に生じた損害について一切の責任を負いません。

第17条（出店取消及び解除）

第1項 当社は乙が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなしに、当該乙の商品販売の掲載を一時停止し、また、乙としての取消もしくは当サイト利用申込を解約することができるものとします。

さらに、当社の判断により商品掲載期間に関係なく、本契約を終了することができることに同意していただきます。

①第15条の禁止行為に該当する違反行為を確認した場合。

②故意または手段の如何を問わず当サイトまたは本サービスの運営を妨害した場合。

③支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは、これに準ずる手続等開始の申し立てが確認できた場合。

④自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または、手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合。

⑤仮差押、差押、仮処分、強制執行または競売の申し立てがあった場合。

⑥租税公課の滞納処分を受けた場合。

⑦死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。

⑧その他、当社との信頼を失墜し、本規約に基づいた商品の販売の継続が困難であると判断した場合。

第2項 本条に基づき、乙に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第3項 乙は、所定の方法で当社に通知することにより、出店を取り消すことができます。ただし、その時点で当社に預入在庫が存在していても、本契約は乙の意思で終了するものとし、支払い済みの出店料金の返還はないことに同意していただきます。

第18条（秘密保持）

第1項 本規約において「秘密情報」とは、本契約、当サイトまたは本サービスに関連して、乙が当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た当社の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合は秘密情報から除外するものとします。

①当社から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの。

②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。

③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの。

④秘密情報によることなく単独で開発したもの。

⑤当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたもの。

第2項 乙は、秘密情報を本サイトの販売目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに、第三者に当社

ショッピングサイト利用規約

の秘密情報の提供、開示または漏洩を行わないものとします。ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。

また、当該命令、要求または要請があった場合、乙は速やかにその旨を当社に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。

第 3 項 乙は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、当社に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第 2 項に準じて厳重に行なうものとします。

第 4 項 乙は、当社から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

第 19 条【楽気ハウス会員権の特別取り扱いについて】

会員権を購入した会員は自身が所有する宿泊権利を行使し「仮予約した日」を自身が宿泊せずに弊社サイト及び一般サイトに出店することで、他の会員がその権利もしくは一般消費者がその権利（仮予約した日）を購入し楽気ハウスに宿泊することが可能となります。

第 1 項 会員は「仮予約した日（日付および部屋のランク）」を出店することになりますが、会員権を購入していることから、出店に関する出店料やマイページ利用料等特別に免除いたします。

なお、出店可能な商品は「仮予約した日（日付および部屋のランク）」のみであり、これ以外の商品を出店するときは、本規約に従うものとします。

ただし、禁止行為等の規制条項に抵触するような行為が発覚した場合は、通常の出店者同様に処分の対象になります。

第 2 項 この出店した、「仮予約した日（日付および部屋のランク）」を本サイトに出店し、他の会員もしくは一般消費者が購入して楽気ハウスに宿泊することができます。ただし、当該日付の 1 週間前の同じ曜日まで、売買契約が締結できない場合、この権利は喪失します。

第 3 項 売買契約が締結し、他の会員もしくは一般消費者が宿泊した場合、この出店者には宿泊料金に関する代金の下代が支払われます。

第 4 項 下代の支払い

①会員各々が所有する宿泊権利期間の 3 ヶ月ごとに締めて、報告書を送ります。

②出店者は、報告書に基づき、翌月の末日までに請求書を送っていただきます。

③弊社は、その請求書に基づき、締めた月の翌々月の 10 日（請求書提出期日の月末の翌月 10 日）に、振込手数料会社負担で登録口座にお振込みいたします。

④この期日を超えた場合は、支払いは次の締めめのタイミングとなります。

第 5 項 一旦、弊社サイトに掲載し出店した宿泊券を、出店した本人会員は購入することは可能です。

しかし、この時の下代は支払いの対象になりません。

第 20 条（紛争処理及び損害賠償）

第 1 項 本契約に係る商品もしくは商行為において盗品またはその疑いがある等、第三者から権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含め当該商品に係る乙の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。

第 2 項 本契約に係る商品もしくは商行為において、納品遅延もしくは商品の瑕疵が原因で、ご購入者に対し商品の発送ができず、商品の交換もしくは返金等が必要になった場合、これに要した費用は当該商品に係る乙に全額負担していただきます。

第 3 項 公の機関の指導により、当サイトを經由して商品売買契約が締結している契約において、契約解除もしくは解約等のあつせんがあった場合、当社がその時の環境や状況に合わせて対応します。

その結果、契約解除、解約をする場合があることを了承いただきます。

さらに、この場合、当月で返品があったものとして販売報告に計上し清算をいたします。

第 21 条（個人情報の取扱い）

第 1 項 当社による乙の個人情報の取扱いについては、当社個人情報保護ポリシー

(https://www.jwoashop.jp/view_top_mess.php?id_no=901) の定めによるものとし、乙はこの個人情報保護ポリシーに従って当社が乙の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第 2 項 当社は、乙が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、当社の判断で利用および公開できるものとします。

ショッピングサイト利用規約

第22条（不可抗力）

天災地変、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる当社の責めに帰し得ない事由によって本契約の履行が不可能となった場合、これにより乙に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとし、乙はこれに同意していただきます。

第23条（「同意書」の提出）

乙には、本規約および第15条に記載の禁止行為を熟読し理解し「ショッピングサイト利用規約同意書」を提出いただきます。

第24条（権利譲渡もしくは移譲）

第1項 乙は当社との契約の当事者です。第15条第1項①にしたがって、会員のポジションとは関係がありません。

よって、複数ポジションを有するためにその分の出店の権利を有するという主張は契約の性質上できません。

第2項 前項から、本契約の当事者は当社と乙となります。

第3項 契約締結時もしくはその後発生する諸々の権利を、その契約締結した個人「乙」から譲渡もしくは移譲することはできません。また、契約の当事者が法人の場合、当該登記簿に記載の取締役以外には権利の譲渡もしくは移譲することはできません。

第25条（規約の変更）

当社は、乙に対し何ら通知することなく法律の改正、社会情勢、その他の事情により本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます）を変更できるものとし、変更、または追加した最新規約を有効なものとするに同意していただきます。

第26条（契約不適合責任）

第1項 出店者が購入者に販売した商品について、その種類、品質又は数量に関して、契約不適合が存在した場合、購入者は、出店者に対し、商品に係る修補、代品若しくは不足品の引渡し（以下「履行の追完」と総称する。）を請求することができます。ただし、出店者は、購入者に不相当な負担を課するものでないときは、購入者が請求した方法以外の方法による履行の追完をすることができます。ただし、不適合が購入者の責めに帰すべき事由によるときは、購入者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができません。

第2項 購入者は、出店者の責めに帰すべき事由がある場合に限り、第1項に定める不適合により購入者に生じた損害のうち、商品の代金額を上限として、直接かつ現実に生じた通常の損害を請求することができます。

第3項 購入者は、第1項に規定する場合においては、当該商品の販売契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、不適合にかかわらず販売契約の目的を達することができるときはこの限りではありません。

第4項 購入者は、第1項に定める不適合を発見したときは、商品の受領後6ヵ月以内にその旨を出店者に対して通知しなければ、当該不適合を理由として、本条に定める履行の追完請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができません。

第5項 本条は、特定商取引法あるいは消費者契約法に基づく請求権が成立する場合は、適用されないものとします。

第27条（裁判管轄）

乙と当社との協議にもかかわらず、本規約に関する理解の相違により生じた紛争について、裁判により解決を図ることになった場合は、その訴訟額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

付則 本規約は2018年4月1日より実施いたします。

改訂：2019年09月01日 委託販売をサイト利用（販売元の変更）。

改訂：2019年11月01日 チケット（役務の提供）販売の禁止。初回商品のみ倉庫料対象。

改定：2020年2月10日 第19条第3項を追加。

改定：2020年4月23日 第3条第1項③を追加。

追加：2020年6月30日 第15条第7項を追加。

改定：2020年8月20日 第4条第3項および第15条第6項を修正。

追加：2020年9月30日 第3条第1項④を追加。

追加：2021年4月1日 第3条第4項、第6条第3項を追加。第5条、第10条修正、第25条追加。

ショッピングサイト利用規約

改訂：2023 年 4 月 1 日 インボイスに関わる事項その他。

追加：2023 年 10 月 1 日、インボイスに関わる修正。

追加：2023 年 11 月 30 日【楽気ハウス会員権の特別取り扱いについて】追加。

追加：2025 年 4 月 30 日 第 15 条第 1 項⑥3) 虚偽の報告その他を追加。

ショッピングサイト利用規約

料金表

2023/04/01 (Ver1.8)
(価格は全て税込み表示です)

①出店料および出店費用（年次「12 か月分」）

プラン	会員	非会員
①スタンダードプラン ・ 30 アイテムまで (30 アイテムを超える場合、1 アイテム 1,650 円を加算)	55,000	110,000
②スタンダード+プラスプラン ・ 100 アイテムまで (100 アイテムを超える場合、1 アイテム 1,100 円を加算)	110,000	220,000
③メガプラン ・ 500 アイテムまで (500 アイテムを超える場合、1 アイテム 1,100 円を加算)	220,000	440,000
④無制限プラン ・ アイテム数無制限 年間 330,000 円	330,000	660,000

②出店ページ作成代行料

- ・ 商品写真、商品説明内容を提供して頂きます。 1 商品アイテム ¥5,500-
当社で商品販売ページを作成いたします。

③出店ページ掲載後の変更料

- ・ 価格、送料、掲載写真の変更 出店者自身で出店ページの変更する場合 無料
- ・ 当社に変更内容を依頼する場合
写真の変更 商品単位 ¥1,100-
商品説明の変更 商品単位 ¥3,300-

④出店用商品(出店)写真撮影料

- ・ 商品(出店)写真撮影 1 商品 (商品出店に 3 ポーズ) ¥3,300-

⑤出店者マイページ利用料

- ・ 月単価 ¥2,750-
マイページの ID および PASS ワードの配布月より発生し、販売報告時にて精算します。

ショッピングサイト利用規約

■酒販免許管理税務署に提出するマイページ表記事項

・酒類の販売方法等について以下の事項を満たしていること

- 1) 特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠していること。
- 2) カatalog等（インターネット等によるものを含む）次の事項が表記されていること。

商品の販売価格	販売価格に商品の送料が含まれていない場合は、販売価格および商品の送料
商品代金の支払時期及び方法	支払時期は【前払い】 支払方法は【JW Ocean Avenue Japan に回収を委託しています】
商品の引渡し時期	例：代金支払い後約 7 日間
商品引渡しについての特約に関する事項	（その特約が無い場合にはその旨）
販売業者の氏名	販売業者の氏名または名称、住所及び電話番号
法人の場合	インターネット等によるときは、販売業者の代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
申込の有効期限があるときは、その期限	
商品代金、送料以外に購入者が負担すべき金銭があるときはその内容及び金額	
商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容	
商品の販売数量の制限その他の商品の販売条件があるときはその内容	
インターネット等による時は、販売業者の電子メールアドレス	

- 3) 商品の引渡しをする前に、商品代金の全部または一部を受領する場合は、申し込みを承諾する旨の通知をすることとしていること。
- 4) 20 歳未満の飲酒防止に関する表示基準に基づき、納品書およびカatalog等（インターネット等によるものを含む）に次の事項が表示されていること。
 - イ、「20 歳未満の飲酒は法律で禁止されている」又は「20 歳未満に対しては酒類を販売しない」旨（カatalog等）
 - ロ、申込者の年齢記載欄を設けたうえで、その近接する場所に「20 歳未満の飲酒は法律で禁止されている」又は「20 歳未満に対しては酒類を販売しない」旨（申込書等）
（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
 - ハ、「20 歳未満の飲酒は法律で禁止されている」旨（納品書等）
（インターネット等による通知を含む）
- 二、上記イからハについて、10 ポイントの活字（インターネット等による場合には、酒類の価格表示に使用している文字）以上の大きさの統一のとれた日本語で明瞭に表示していること。